

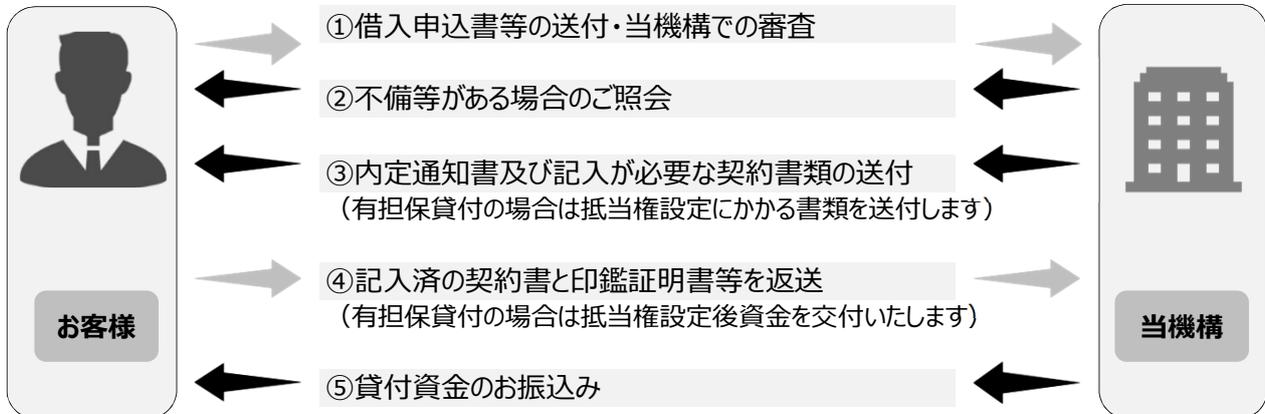
<主な説明項目>

感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金用

<お客様へのお願い>

借入申込書を提出するためには、次の事項についてご理解、ご承認いただく必要があります。

1. ご融資の流れなど



2. 融資制度の概要

	融資条件
貸付対象	新型コロナウイルスなどの感染症の集団感染（クラスター）の発生などにより機能を停止したことに伴う経営資金・長期運転資金が一時的に不足している施設・事業
償還期間	10年以内
据置期間	1年以内 ※据置期間は元金の支払猶予期間です。
貸付利率	基準金利同率
貸付金の限度額	「直近6か月のうち、収入が一番高い月の診療等の収入※」と「感染症などの影響を受けた月の収入」との差額の3倍 ※医療貸付は医業収入、福祉貸付はサービス活動収益等
無担保貸付	500万円以内

[\(参考\) 現在の基準金利はこちらでご確認ください。](#)

・ご融資には保証人（保証人不要制度（医療貸付は0.15%、福祉貸付は0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。

なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【貸付対象に関する注意点】

・貸付対象となる減収等については、直近6ヶ月のうち、収入が一番高い月の診療等の収入※と感染症等の影響を受けた月の診療等の収入※との差額（減収分）を比較します。

※医療貸付は医業収入、福祉貸付はサービス活動収益等

【資金使途】

・感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したことに伴い必要な経営資金・長期運転資金

（以下「感染症等対応資金」という。）は、感染症等の影響による減収の補填等に充てる長期運転資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。

・なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。

・創業して間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではございません。

3. 貸付利率

- (1) 貸付利率は、借入申込書を受け付けた日の利率が適用されます。
- (2) 「5. 保証人」で説明する「保証人不要制度」を利用する場合には、上記「2. 融資制度の概要」で説明した貸付利率に医療貸付においては0.15%、福祉貸付においては0.05%が上乗せされます。

4. 担保

- (1) 感染症等対応資金をご利用いただく場合、融資額500万円を限度として無担保でご融資いたします。
※感染症等対応資金における無担保で融資できる金額は、本貸付金の貸付残高の通算としますので、既に本貸付金で500万円以上の貸付残高がある場合は無担保での融資はご利用できません。
- (2) 原則として、土地に抵当権設定をする場合、その上の建物全て及び敷地上の地上権への抵当権設定をいたします。
- (3) 有担保の場合で、医療貸付においては所要資金額より担保評価額の80%、福祉貸付においては担保評価額の70%が低い場合は、それぞれ担保評価額の80%（医療）、担保評価額の70%（福祉）が融資限度額となります。

5. 保証人

- (1) 保証人は、『保証人不要制度』又は『連帯保証人方式』をお選びいただけます。
ただし、経営者保証に関するガイドラインに則り、借入希望者が以下の3要件のいずれかを満たさない場合機構から保証人をお願いすることがあります。
 - ※ i 資産の所有や資金のやりとりに関して、法人与経営者との関係が明確に区分・分離されている
 - ii 財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である
 - iii 金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されているなお、保証の必要性が解消されれば「保証人不要制度（一定利率を上乗せすることで連帯保証人を不要とする制度）」への変更が可能となる場合があります。
- (2) 保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率を上乗せしてお支払いいただくことで、連帯保証人を不要とする制度です。
（参考：現在の上乗せ利率は医療貸付0.15%、福祉貸付0.05%となります。）
- (3) 連帯保証人方式は、原則として、法人の代表者に保証参加いただけます。
- (4) 保証人不要制度で金銭消費貸借契約を締結した場合、その後の連帯保証人方式による契約への変更はできません。
- (5) 連帯保証人方式で金銭消費貸借契約を締結した場合、一定の条件に合致しない限り、その後の保証人不要制度による契約への変更はできません。

6. 融資額

- (1) 融資額については、上記「2. 融資制度の概要」をご覧ください。
- (2) 償還財源（収支差額）の見込みによっては、上記の融資限度額又は借入希望額でのご融資ができない場合があります。

7. 償還期間、償還方法

- (1) 償還期間は10年以内です。うち据置期間を1年以内で設けることができます。(元金の据置期間中であつても利息の支払いは発生します。)
- (2) 元金は据置期間経過後、毎月の元金均等償還となります。
- (3) 初回の利息の支払いは、契約日から半年程度後になり、資金の払出し以後、初回の利息の支払い日までの利息をまとめてお支払いいただくこととなります。金額については、契約日後にお送りする償還約定表でご確認いただけます。

8. その他の留意点

- (1) 当機構融資制度をご利用いただきましたお客様は、債権管理のために年に一度、決算書に基づく実績報告（事業報告書の提出）を行っていただきます。
- (2) 償還期限前に任意で借入金の一部（または全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて機構が算定する「弁済補償金※」をお支払いいただきます。

※ 弁済補償金について

固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、機構が将来得られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を融資財源として再運用（貸付）する場合にその時点の金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契約に基づき合理的に算出された金額（将来の元利金の現在価値に対して繰上償還元金だけでは不足する金額）を弁済補償金としてお客様にご負担していただくものです。

- (3) 次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。
 - ・ 貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等定められた用途以外に使用した場合
 - ・ 貸付金を長期にわたり使用しない場合
 - ・ 虚偽の申告もしくは報告をしまは必要な事実の申告もしくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合、または貸付金について借入を要しないこととなった場合
- (4) 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みの一環として、金銭消費貸借契約証書に暴力団排除条項を設けております。これは、契約時に借入者（債務者）、保証人または担保提供者が過去5年間にわたり暴力団等の反社会的勢力ではないことまたは将来にわたりこれに該当しないことを表明し保証させるとともに、機構に対して不当要求行為等を行わないことを確約させ、これらに反した場合に当機構の判断により繰上償還請求をさせていただくこと等の措置を定めた条項です。

<福祉医療貸付事業にかかる顧客情報の取扱いについて>

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の目的のために利用いたします。

- 1 ご本人さま確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 （特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6 （団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）団体信用生命保険に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
 - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・用途で利用させていただきます。
 - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp/>）「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

◆ 融資制度等についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

ご相談フリーダイヤル TEL0120-343-862

※携帯電話等でつながらない場合 TEL03-3438-0403